

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年九月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年九月二日

静岡県静岡市清水区七ツ新屋一丁目一四番七六〇一号
try sell株式会社
代表取締役 鈴木 康介

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月二日

埼玉県行田市行田一三番一二号

旭工業株式会社
代表取締役 伊藤 大輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月二日

東京都港区西新橋一丁目一三番五号六階
エスシー豊岡株式会社
代表取締役 菅 秀平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月二日

滋賀県栗東市大橋四丁目四番五号

大和鋼管工業株式会社
代表取締役 福島 健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年九月二日

香川県高松市小村町三三一

吉野川電線株式会社
代表取締役 小笠原 力

限定承認公告

本籍北海道札幌市北区新川西二条三丁目二番、最後の住所札幌市手稲区曙六条三丁目四番六二〇六号 被相続人 亡 ニッ森千明
右被相続人は令和八年四月三十日死亡し、その相続人は令和八年八月六日札幌家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

札幌市北区新川西二条三丁目二番三八号
連絡先札幌市中央区南二条西三十三丁目三一九一四HOPESTAGE北館二〇一
室 ずばる法律事務所
相続財産清算人ニッ森菜月
右代理人 弁護士 池田 賢太

限定承認公告

本籍宮城県仙台市太白区袋原六丁目二〇番地一、最後の住所宮城県仙台市太白区袋原六丁目二番一六号 被相続人 亡 齋藤 順一
右被相続人は令和七年十一月十六日死亡し、その相続人は令和八年八月十七日仙台家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

宮城県仙台市青葉区一番町一四二二〇
相続財産清算人齋藤智宏
代理人弁護士 笠原 太良

限定承認公告

本籍東京都杉並区高円寺南四丁目八七〇番地、最後の住所東京都杉並区高円寺南四丁目四番一二号 被相続人 亡 鈴木美恵子
右被相続人は令和八年二月二十三日死亡し、その相続人は令和八年八月二十日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

東京都杉並区高円寺南四丁目四番一二号
相続財産清算人 鈴木 基弘

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市神奈川区浦島町七番地四、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区七島町一四番地 コーポ若草一〇一〇号 被相続人 亡 政 健一郎
右被相続人は令和八年八月二十三日死亡し、その相続人は令和八年八月十七日横浜家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

神奈川県横浜市神奈川区相生町一丁目三番地
モアグラント関内ビル四階
限定承認者 政 由起彦
代理人弁護士 佐賀 悦子

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市神奈川区久保一〇七番地、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区久保一〇七番地 被相続人 亡 牧田あい子
右被相続人は令和八年六月十五日頃死亡し、その相続人は令和八年八月二十日横浜家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者（保証債権者を含む）及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

神奈川県横浜市神奈川区日本大通一七番地
GATE TERRACE YOKOHAMA 〇階
限定承認者 西川 孝子
代理人弁護士 田村 彰浩

限定承認公告

本籍三重県志摩市大王町波切七三八番地二、最後の住所志摩市大王町波切七三八番地二 被相続人 亡 塚本 哲平
右被相続人は令和八年一月三十日死亡し、その相続人は令和八年八月二十一日津家庭裁判所に伊勢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

三重県志摩市大王町波切七三八番地二〇番地
四野添団地一〇号棟三〇一〇号室
限定承認者 世古 弥生

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億六千三百万円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。
<https://www.kaikai-home.com/axes/0112/index.html>

令和八年九月二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
Eagle Holding 特定目的会社
取締役 高橋 法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表は令和八年八月二十四日の官報外第百八十八号百十二頁掲載のとおりです。

令和八年九月二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
YF JRE B 特定目的会社
取締役 鄭 武壽

訂正公告

令和八年八月二十八日掲載の（甲）社会保険労務士法人総合経営サービス肥後労務管理事務所と（乙）社会保険労務士法人TOTALに係る合併公告中、乙の「代表社員 河村 隆久」とあるは「社員 河村 隆久」の誤りにつき訂正します。
令和八年九月二日

誤

正誤

ページ段 行 誤 正
平成三十年五月二十三日（号外第百九号）公布
法律第二十六号（産業競争力強化法等の一部を改正する法律）
（原稿誤り）

三三二下二〇〇第一項第一号 第一号